

災害時におけるペットの救護対策ガイドライン

総説

1 ガイドライン作成の背景及び目的

これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきている。しかし、同行避難のためには、飼い主の日頃からの心構えと備えについて具体的な検討が急務となっている。

一方、自治体や現地動物救護本部等（以下「自治体等」という。）が大規模災害時に動物救護対策をどのように講ずるかは、動物愛護の観点だけでなく、被災者である飼い主の避難を支援し、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要な課題である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し、甚大な被害を及ぼした。発災時、住民は緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった例が多数生じた。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。

このため、環境省では、自治体等が地域の状況に応じた独自の対策マニュアルや動物救護体制を検討する際の参考となるよう、飼い主の責任によるペットとの同行避難を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成25年6月に作成した。

平成28年4月に発生した熊本地震は、本ガイドライン策定後に発生した大規模な地震災害である。この間、本ガイドラインは広く知られるようになり、熊本地震では、ペットを連れての同行避難はかなり実施されたと言われるが、避難所でのペットの受け入れや、ペットの一時預かり等をはじめ、数多くの課題が指摘されている。このため、熊本地震への対応状況を検証し、本ガイドラインについて所要の改訂を行うこととした。

災害時にペットの対策を行うことは、飼い主が災害を乗り越えてペットを飼養し続けられるようにするためでもあり、自治体による対策は、飼い主による災害時の適正飼養を支援することにある。同時に、災害という非常時にペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が共に災害を乗り越えていけるようにすることが大切である。

なお、被災動物への対応は、災害の種類、規模、地域性、季節や地域における動物救護体制の整備状況等によって異なり、各自治体を取り得る体制の整備もまちまちであることから、本ガイドラインの改訂にあたっては、従前同様、これまでの災害における動物救護活動の事例を幅広く盛り込んだ。このガイドラインを地域ごとに必要な対策の検討に活用していただくことを期待する。

【本編の修正を待って、総説についても再度の見直しがあり得ることに留意。以下同様。】

2 適用範囲及び前提事項

本ガイドラインは、家庭動物等* のうち主に犬及び猫などのペットを飼養する被災者を対象として、当該被災者による避難生活中のペットの適正飼養を支援する観点から~~た~~、自治体等が~~における~~動物救護対策を立案する際に活用されることを想定している。

なお、本ガイドラインで示す実施項目は、飼い主及び動物救護活動従事者の安全確保を前提に飼い主とペットの同行避難を行うことを想定している。

III 災害時のペット救護対策に関する基本的考え方

(1) 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本

災害への対応については、「自助」、「共助」、「公助」があり、人間の防災対策の場合は、自助が基本であるとされている。実際に大規模な災害ともなれば、共助や公助に大きな役割を期待することは難しく、自分自身で自分の身を守る行動をとることが必要になる。

このことは、ペットの飼い主にとっても同じである。災害時に行われる行政による支援（公助）では、人間の救護が基本となることから、ペットに対する食料や水などの支援は当初は行われなことが多い。こうした場合にあっても、ペットの安全と健康を守り、かつ、他者に迷惑をかけることなく、災害を乗り越えてペットを適正に飼養していく責務を飼い主は負っていることを意識し、普段から必要な備えを行い、適切に飼養する心構えを有しておく必要がある。

災害発生時に、飼い主がペットを守るための一歩は、同行避難の徹底である。より安全を確保できる場所への避難を行う際には、同行避難を行うことが重要である。（自治体によっては、在宅避難等も推奨しているところもあるので、あらかじめ、それぞれの自治体における避難のあり方を確認しておくことが必要。）

飼い主がペットの防災を考え、十分な備えをすることは、自分や家族の防災を考え、備えをすることにもつながるものと考えられる。飼い主がペットを自ら守ろうと考え、行動することで、自分自身の防災力の向上につながることを期待される。

(2) 自治体等が行う災害時のペット救護対策の意義

災害時に行政機関が担う役割は、一義的には被災者の救護の取組となる。このため、被災者が飼養するペットの救護には手が回らない事態となることも多い。行政機関が行うペットの救護対策は、被災者を救護する観点から、被災者がペットを適切に飼養できるよう支援するものである。また、こうした支援を行う際には、飼い主の自立支援を意識した取組を行うことが必要である。なお、ペットの救護対策には、①発災から避難所での避難生活の間と②避難所を出た後の仮設住宅での生活の段階に大きく二つに分けられる。このうち、①では、ペットの一時

預かりや避難所での飼養環境の整備などを通じての飼養の支援となる。一方、②では、基本的に飼い主責任による飼養となるが、預かりなどのニーズがある場合もある。

また、大規模災害時には、避難所の運営など数多くの対策が求められ、人員を要するなどするため、自治体が、通常時には行っていた動物の保護対策が講じられなくなることが起こりえることに留意する必要がある。

現地動物救護本部は、自治体と獣医師会などが組織する組織であるが、発災直後から、自治体よりも円滑な支援を行うことも可能となる。円滑な被災者支援を行うためには、あらかじめ、災害発生時の活動のあり方について関係機関・団体間で定めておくことが重要である。

(3) 多様な主体の連携と協働

あらかじめ災害への備えをしていた場合であっても、県庁所在地の直下での発生などの場合には、自治体や地元獣医師会も被災し、現地動物救護本部の活動を速やかに行えないケースもありえる。このため、広域の自治体等の間において、災害時のペット救護対策の連携のあり方についてあらかじめ検討を行い、万一の発生時に、広域的な支援が行えるよう定期的に訓練を行うなど準備しておくことが重要である。また、そうした広域の支援を円滑に機能させるためには、各自治体等において、あらかじめ、受援のあり方を検討し、速やかな支援の受け入れが可能になるような条件整備が望ましい。

また、災害発生時には、数多くの支援団体が被災地に入るが、人間の救護の場合と異なり、ペットの場合は支援団体が明確にはなっていない。また、現地での活動をより効果的なものとするためには、被災地において、活動をコーディネートできる機能が必要であり、そうしたコーディネートについても検討していく必要がある。

3-IV 今後起こりうる災害に備えた動物救護対策について

これまでの災害、特に今回の平成 23 年の東日本大震災及び平成 28 年の熊本地震の経験を踏まえ、以下の観点について、地域の実情に応じた動物救護対策の検討を進める必要がある。

また、本ガイドラインで示すペットとの同行避難と災害時の動物救護活動について、フロー図としてとりまとめた。(p.6)

1 ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発

避難が必要な災害が発生し、飼い主がペットと同行避難することを原則とした場合、個々の飼い主がまず果たすべき責任は、平常時から、災害に備えたペット用の備蓄品の確保、避難ル

ートの確認等の準備をしておくことはもちろんのこと、ペットが社会の一員としての適性をもつべきであることを認識し、同行避難するために必要なしつけや健康管理を行うことである。

また、避難所では、ペットの世話やフードの確保、飼育場所の管理は原則、飼い主の責任のもとで行うことになる。大勢の人が共同生活を送る避難所や仮設住宅（復興住宅等を含む。以下、「仮設住宅」とする。）においてペットに関するトラブルが生じないように、ペットを連れていない避難者への配慮やペット自身のストレスの軽減など、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められる。

以上のように、災害時には、平常時以上に飼い主に多くの責任が求められることから、自治体等は、飼い主が平常時から備えるべき対策について、飼い主を含めた住民への必要な情報の提供と意識の啓発を行う必要がある。

2 自治体等が行う動物救護活動の考え方

(1) 動物救護に係る法制度の整備状況

平成 23 年 12 月に開催された中央防災会議において「防災基本計画」の修正が行われ、自然災害対策の各編（第 2 編～第 6 編）及び第 11 編の原子力災害対策編に、避難場所や仮設住宅における家庭動物の受け入れ配慮事項が追加されるとともに、「防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項」に、被災した飼育動物の保護収容に関する体制整備や避難場所等における飼育動物の収容が追加された。

また、平成 25 年 9 月 1 日に施行された改正動物愛護管理法において、災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策を、都道府県が策定する動物愛護管理推進計画に定めることが追加されるとともに、動物愛護推進員の役割として、災害時に国または都道府県等が行うペットの避難、保護等に関する施策に協力することが追加された。

さらに、改正法を踏まえ、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成 18 年 10 月 31 日環境省告示第 140 号）の見直しを行い、平成 25 年 8 月に施策別の取組に、災害時対策を災害対策についても追加したところする予定である。

各自治体等ではこうした措置を踏まえた対策を検討する必要がある。

(2) 自治体等による動物救護活動の必要性

災害時には、何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である。また、被災動物を放浪状態のまま放置することで、野犬化した犬が住民への危害をもたらす恐れがある。さらに、不妊去勢処置がなされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物へ影響を与える恐れや、住居への侵入など生活環境被害をもたらす恐れもある。こうした事後対応の負担を軽減するためにも、ペットとの同行避難を進めることは、必要である。

一方で、飼い主とペットが安全に避難するためには、まず飼い主自身の安全を確保することが大前提となる。東日本大震災においては、いったん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、平日の昼間であったことから、飼い主が自宅にいなかったケースもあった。このように、災害が起こった時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにやむを得ずペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、また不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースもあることを想定する必要がある。

こうした状況を踏まえ、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等による支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、被災者が安心・安全に避難するためにも重要である。その際、特に大規模災害発生時には、被災地の行政のみでは迅速な対応が困難な場合もあることから、地方獣医師会、動物愛護推進員、ボランティア団体等との連携に加えて、他の自治体との間で広域の協力体制の構築についても併せて検討しておくことが必要である。

<本ガイドラインにおける用語解説>

【今後、全体の改訂を受けて用語解説も充実させる。】

○指定緊急避難場所

居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、市町村長は災害の種類に応じて適切な避難場所を予め指定しておくことが重要。

災害の種類：「洪水」「崖崩れ、土石流、地滑り」「高潮」「地震」「津波」「大規模な火事」「内水氾濫や噴火（火山現象）」など

注：指定緊急避難場所＝指定避難所の場合もある。（参照：内閣府による指定緊急避難場所の指定に関する手引き：平成 29 年 3 月 <http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf>）

○指定避難所

避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設。

○同行避難

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。

なお、「避難所運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月内閣府）では、「同伴避難」という用語が用いられている。同行避難が、ペットとともに安全な場所まで避難する行為であるのに対して、「同伴避難」は、被災者が避難所においてペットを飼養管理することを指す。

○現地動物救護本部等

自治体、地元獣医師会、民間団体等が、災害発生時に被災地において動物救護活動を実施し、被災動物や飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織。被災地から避難したペットと飼い主を支援するために、近隣自治体において設置されることもある。

○緊急災害時動物救援本部【→ 一般財団法人ペット災害対策推進協会の説明に変更】

~~天災・人災など不測の緊急災害において、被災した動物の救護及び円滑な救護の確保を目的として平成 8 年に設置された。（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本獣医師会の 4 団体から構成され、大規模災害が起こった際などに活動を開始する。主に、現地動物救護本部等や、被災地の自治体等に対し人材、物資、資金の面で後方支援を行う。~~

○【（一財）ペット災害対策推進協会】（本文中ではペット災対協と表記）

天災・人災など不測の緊急災害時に、被災した動物の救護や円滑な救護の確保を目的として平成 8 年に設置された、（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会：新組織での活動は留保中、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本獣医師会の 4 団体の構成による「緊急災害時動物救援本部」の事業と資産を引き継いで設置された組織。災害時におけるペット救護支援のみならず、ペットとの同行避難の普及啓発、災害時における救護ボランティアの育成及

び研修、全国各地における災害対策用資材の備蓄基地の整備など、平時からの災害発生に備えた活動を目的として設置された広域組織。

特に災害発生時には、被災地行政機関や獣医師会、現地動物救護本部等と連携を取りながら被災ペット救援物資や資金などの提供活動を行うとともに、現地の動物救護本部等が行う被災ペット救護のための寄附金募集事務の代行等の活動を行う。

○動物救護施設

災害時に飼い主からの一時預かりや負傷動物、保護・収容したペットの飼育管理等を行う施設。既存の保健所や動物愛護センター等の運営管理の範囲内で運営することが基本であるが、ペットの収容、飼育管理等にあたって既存の施設の活用で十分でないと考えられる場合は、増設または新設を検討する。

○所有者明示

ペットに迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等を装着することにより、飼い主を明確にしておくこと。ペットと飼い主がはぐれた場合でも第三者が飼い主を特定できる。なお、飼い主の名前や連絡先などが特定出来ない首輪のみの装着等は、所有者明示としては不十分である。

○放浪動物

何らかの理由で放置せざるを得なくなり放浪状態になったペットのほか、繫留されたまま放置された状態のペットも含む。

本編

1.4 平常時及び災害時におけるそれぞれの役割

1 飼い主の役割

災害発生時、ペットを守るのはその飼い主である。つまり、ペットを守るためには、まずは飼い主が無事であることが必要となる。そのため、飼い主がペットの防災を考えることは、ペットだけでなく飼い主自身の災害対策を考えることに他ならない。飼い主自身が安全を確保できるよう備えることで、災害時にも、ペットを安全に飼育することが可能になる。

また、自治体等による災害時のペット対策支援は、しつけや健康管理など、平常時に飼い主が十分な飼育責任を果たしていることが前提となっている。災害発生時に指定避難所等に避難するような場合には、人畜共通感染症やノミ、ダニ等の寄生虫により他の避難者やペットに迷惑をかけぬようすると共に、各避難拠点の定めたペット管理のルールを遵守する必要がある。そのため、平常時からの健康面やしつけを含めた適正飼養が、最も有効な災害対策となる。飼い主の役割とは、災害に対する「十分な備え」と、常に飼育責任を果たす「心構え」をもつことである。

—(1) 同行避難—

~~過去の災害において、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護することは多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷したり衰弱・死亡するおそれもある。また、不妊去勢処置がなされていない場合、繁殖により増加することで、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。このような事態を防ぐために、災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置である。~~

—(2) 災害避難時における飼育管理—

~~災害が起こった時に飼い主はペットと同行避難することが基本であるため、平常時からそれに備えるべき対策についての意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努めなければならない。~~

~~様々な人が共同生活を送る避難所においてペットを飼育する場合は、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等への特別の配慮が求められる。避難所におけるペットの存在が、人々にとってストレスやトラブルの原因となるかどうかは、飼い主自身の意識と、平常時からの備えに左右される。また、通常的环境とは大きく異なる避難生活はペットにとっても大きなストレスとなる可能性があるが、ペットの避難に必要な用具等を準備しておくことや、普段からしつけや健康管理をしておくことで、そのストレスを軽減させることも可能である。~~

◆ 飼い主が行うべき対策の例

平常時

- ・ 住まいの防災対策

- ・ ペットのしつけと健康管理

- ・ 不妊・去勢処置

- ・ ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
- ・ ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- ・ 避難所や避難ルートの確認等の準備

災害時

- ・ 人とペットの安全確保
- ・ ペットとの同行避難
- ・ 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理

2 自治体の役割

自治体は、災害発生時に、飼い主による同行避難や適正な飼育管理が行われるよう、平常時から飼い主に対する啓発等の対策を講じることが望ましい。また、動物の保護や救護活動が必要になる場合に備え、各行政機関及び関係団体が連携・協働した救護活動が行えるように、地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結や、現地動物救護本部等の設置に向けた連携、災害発生直後における行政による動物保護活動の開始が困難な場合の初動体制についても検討しておくことが望ましい。さらに自治体間で協力して広域的に対応する体制の整備についても検討する。また、平成 25 年 9 月 1 日に施行される改正動物愛護管理法において、動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難、保護等に関する協力が追加されたこと等を踏まえ、動物愛護推進員等との災害時の協力体制を検討する。

災害が発生した際、自治体は関係機関と連携して、同行避難の推進、避難所における必要な飼育支援、放浪動物や負傷動物等の救護活動を行うなど、様々な役割を担う。自治体によるこれらの活動は動物愛護の観点のみならず、被災した飼い主への支援という観点からも重要である。

都道府県等は、各自治体が策定した災害に関する計画や、次に掲げる項目などを参考に必要な対策を検討しておくことが望ましい。

◆ 都道府県等が行う対策の例

平常時

- ・ 地域防災計画への、動物救護活動、指定避難所等でのペット受け入れに関する記載

- ・ ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- ・ ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- ・ 関係機関・団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時の動物救護活動に関する連携体制の整備に係る調整（災害時協定、現地動物救護本部等の体制、人材育成等）
- ・ 避難所、仮設住宅におけるペットの受け入れ対策に関して、関係市区町村等との調整

- ・ 動物救護施設の設置候補地の検討
- ・ 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- ・ 必要物資の備蓄・更新
- ・ 感染症対策

災害時

- ・ 危険動物の逸走等に係る対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況等の確認、逸走時の対応等）
- ・ 被災者と避難動物に関する情報収集
- ・ 関係部局、国、他自治体、緊急災害時動物救援本部等との連絡調整及び支援要請
- ・ 被災地市区町村へのペットの避難や救護に係る指導助言
- ・ 避難動物、放浪動物等に関する相談窓口の設置
- ・ 動物愛護推進員への協力要請等
- ・ 獣医師の派遣依頼及び調整
- ・ 現地動物救護本部等の設置の検討
- ・ 放浪動物、負傷動物の保護収容、返還、譲渡
- ・ 被災住民への動物救護に関する情報の提供
- ・ 避難動物に関する避難情報収集、適正な飼育の指導
- ・ 人と動物の共通感染症の予防の措置
- ・ 救援物資等の調達及び保管場所の確保と輸送手段の調整

市区町村は、各自治体が策定した災害に関する計画や、都道府県等や現地動物救護本部等の要請に応じ、次の事項を検討する。

◆ 市区町村が行う対策の例

平常時

- ・ ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- ・ ペットとの同行避難を含めた避難訓練
- ・ 避難所、仮設住宅等におけるペットの受け入れ、飼育に係る検討

災害時

- ・ ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援
- ・ 避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受け入れ
- ・ 都道府県等に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供
- ・ 避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援
- ・ 都道府県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請
- ・ 被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供

▲災害時の動物救護対策に係る法律等の整備状況

① 災害対策基本法

平成 23 年 12 月に災害対策基本法に基づく「防災基本計画」の改定が行われた。動物救護対策に関しては、自然災害対策の各編に避難場所及び仮設住宅における家庭動物の受け入れ配慮に関する記載が追加されるとともに、原子力災害対策編に避難場所における家庭動物の受け入れ配慮に関する記載が追加された。また、第 16 編の「防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項」の見直しが行われた。今後、「同行避難」に関する方針を追加していくことが課題である。

平成 26 年 1 月の改定で、第 2 編 各災害に共通する対策編、第 3 編 地震災害対策編、第 4 編 津波対策編、第 5 編 風水害対策編、第 6 編 火山災害対策編、第 7 編 雪害対策編の災害予防、国民の防災活動の促進、防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及の部分に「飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策」がつけられ、さらに上記と同様の編の災害応急対策の部分に「必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする」、「必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする」という文言が加えられた。さらに第 12 編 原子力災害対策編では、第 1 章 災害予防 第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備えに、「地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）」を記載し、第 2 章 災害応急対策 第 2 節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動には、地方公共団体は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする」との文言が加えられた。

② 動物の愛護及び管理に関する法律

平成 24 年 9 月 5 日に公布された改正動物愛護管理法において、動物愛護管理推進計画に定める事項に災害時対策が追加されるとともに、動物愛護推進員の役割に災害時に、~~国~~または都道府県等~~が~~が行う犬、猫等の動物の避難、保護等の協力に関する事項が追加された。

また、改正動物愛護管理法を踏まえて、~~現在、平成 25 年 8 月に改訂された~~「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、(8) 災害時対策として②講ずべき施策として以下（要約）が記載された。~~のうち、災害時対策についても見直しが検討されている。~~

ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理、放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策が適切にとれるよう、体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。

イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底を推進すること。

ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。

3 地方獣医師会の役割

地方獣医師会は、自治体、関係団体と連携し、(公社)日本獣医師会作成の「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」を参考に各地方獣医師会が作成した災害対策に関する計画・マニュアル等に沿って協力や支援を行う。

現地動物救護本部等の構成団体である場合には、本部設置後は、構成団体として救護活動を行う。特に、地方獣医師会は、避難所等におけるペットの治療、健康管理に関する飼い主からの相談の受付等、被災地における獣医療に関する支援を担う。

獣医師自らが被災して十分な支援を行えない場合も想定し、平常時から近隣の地方獣医師会と、災害時の連携等について検討しておくことが望ましい。

◆ 地方獣医師会が行う活動内容の例

平常時

- ・ 災害に備えたペットの健康管理等について飼い主への啓発
- ・ ペット同行避難も含めた避難訓練への協力
- ・ 協力可能な動物病院、獣医師のデータベースの作成
- ・ 自治体、近隣地方獣医師会との災害時協定に係る調整

災害時

- ・ 都道府県等が実施する動物救護活動への協力
- ・ 現地動物救護本部等を設置した場合は、本部構成団体として都道府県等と連携した動物救護活動の実施
- ・ 避難所等への獣医師の派遣及び避難動物の健康管理に係る支援
- ・ 飼育困難なペットの一時預かり・譲渡の支援
- ・ 負傷動物等の治療・保管
- ・ 近隣地方獣医師会への支援要請（人材派遣、一時預かり、譲渡等）

4 民間団体・企業の役割

(1) 民間団体

民間団体とは、主に動物愛護団体をはじめとした動物に関連した民間団体のことである。これらの民間団体は、平常時から所在地の自治体等と協力関係を築き、災害時に自治体等が必要とする支援、協力を行うことが望ましい。

現地動物救護本部等の構成団体となっている場合は、自治体や地方獣医師会等の要請のもと、次に掲げる支援や協力を検討する。

◆ 民間団体が行う支援・協力の例

平常時

- ・ 災害に備えたペットの適正な飼育等について飼い主への普及啓発への協力
- ・ ペット同行避難も含めた避難訓練への協力
- ・ [\(一財\) ペット災害対策推進協会などの民間団体との協力関係の構築](#)

災害時

- ・ 救援物資の配布協力
- ・ ペットの一時保管先や避難所・仮設住宅におけるペットの飼育管理への支援
- ・ 所有権が放棄されたペットの新しい飼い主探しへの協力
- ・ ボランティアの管理への協力
- ・ その他、自治体や現地動物救護本部等が必要とする支援への協力

(2)民間企業

民間企業とは、主に動物取扱業者、ペット用品販売業者、ペット用医薬品販売業者やそれらの業界団体等である。民間企業は、自治体等が平常時から検討するペット用品等の備蓄や人材派遣に協力することが望ましい。

また、民間企業は災害時に被災地に必要な救援物資の供給などについて検討を行うことが望ましい。さらに、自治体、地方獣医師会、現地動物救護本部等が必要とする獣医師、動物看護師、ドッグトレーナー、トリマー等動物の専門的知識や技術を有する人材派遣への協力などについての検討をしておくことが望ましい。

◆ 民間企業が行う主な支援・協力の例

平常時

- ・ ペット用品等の備蓄
- ・ 地元自治体、地方獣医師会等との連携・協力
- ・ 災害発生時に備えた動物取扱業者同士の連携・協力体制づくり

災害時

- ・ ペット用品等の提供
- ・ 専門的人材の派遣
- ・ 被災した動物取扱業者が管理する動物の移動や保管などの互助

5 現地動物救護本部等の役割

災害発生時、自治体・地方獣医師会等は現地動物救護本部等の設置の必要性の有無を判断し、本部を設置した場合は、動物救護活動を行うため、構成団体・機関と調整を行い、次の各項目に係る活動を行う。

◆ 現地動物救護本部等が行う活動内容の例

災害時

- ・ 物資の調達、配布
- ・ ボランティアの確保・配置・管理
- ・ 義援金の募集・活用
- ・ 避難所・仮設住宅におけるペットの受け入れに関わる市区町村への要請
- ・ 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育支援
- ・ 保護が必要な動物への対応
- ・ 動物救護施設の設置・運営
- ・ 動物病院への、治療・一時預かり・譲渡等に係る協力要請
- ・ 情報収集・広報活動
- ・ 相談窓口の設置

6 緊急災害時動物救援本部の役割 一般財団法人 ペット災害対策推進協会の役割

緊急災害時動物救援本部 (一財) ペット災害対策推進協会は、(公財) 日本動物愛護協会、~~(公社) 日本動物福祉協会~~、(公社) 日本愛玩動物協会、(公社) 日本獣医師会の 3.4 団体から構成され、大規模災害が起こった際などに 地方自治体や地方獣医師会の活動に呼応して 活動を開始する。主に、現地動物救護本部等、被災地の自治体等を人材、物資、資金の面で支援する。

◆ (一財) ペット災害対策推進協会に期待されている緊急災害時動物救援本部が行う 活動内容の例

災害時

- ・ 被災地の都道府県等から、被災状況、動物救護に係る必要な支援等に関する情報を収集
- ・ ボランティアを募集し、現地動物救護本部等とボランティア派遣に係る連絡調整
- ・ ペット用品等の救援物資を募集し、被災地の自治体、現地動物救護本部等、地方獣医師会等へ配布
- ・ 義援金を募集し、被災地の自治体、現地動物救護本部等、地方獣医師会等へ配分・供与
- ・ 避難所、動物救護施設等におけるペットの飼育管理等に関する助言

7 国の役割

国は、都道府県等の動物愛護管理担当部署及び現地動物救護本部等、緊急災害時動物救援本部、その他関係機関と連絡・調整を行い、被災地の動物救護活動を支援する。

◆ 国が行う活動内容の例

平常時

- ・ ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- ・ 自治体への災害対策や過去の事例に関する情報の提供
- ・ 関係機関等との災害に関する連絡調整

災害時

- ・ 被災地の都道府県等と連絡調整を行い、被災状況、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- ・ 緊急災害時動物救援本部と連絡調整を行うなど、被災地の動物救護活動を支援
- ・ 関係機関等との災害に関する連絡調整